

# 緑地の保存等に関する協定手続要綱

制 定 平成 16 年 9 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、緑地の保存及び緑化の推進に努め、緑の都市環境の育成を図るために、緑の環境をつくり育てる条例第 8 条に基づく緑地の保存等に関する協定（以下「協定」という。）の手続等を定めることを目的とする。

## (協定締結の申出・協定締結)

第 2 条 市長と協定を締結しようとする者（以下「申出者」という。）は、緑地の保存等に関する協定の締結申出書（以下「申出書」という。第 1 号様式）の正本及び副本に、別表第 1 に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

3 市長は、申出書を受理したときは、別に定める緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準（以下「緑地の基準」という。）に適合するかを判断し、適合すると認めたときは、申出者と協定を締結するものとする。

4 前項に規定する協定の締結は、第 2 号様式を標準とし、別表第 2 に掲げる図書を添付した協定書を取り交わすことにより行うものとする。

## (所有者の同意)

第 3 条 申出者は、協定しようとする緑地の土地所有者が申出者と異なる場合は、緑地の保存等に関する協定締結についての同意書（第 3 号様式）を、申出書に添付するものとする。

## (協定緑地の表示)

第 4 条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定緑地である旨を表示するため現地に別表第 3 を標準とした標識を設置するものとする。

## (工事の完了)

第 5 条 協定者は、緑地の保存及び緑化の完了後速やかに、緑地の保存等に関する協定に係る工事完了届（以下「完了届」という。第 4 号様式）の正本及び副本に協定緑地配置図（しゅん工図）及び完了写真を添付して、市長に提出するものとする。

2 協定者は、完了届提出時に緑地の保存等に関する協定に係る標識設置届（以下「標識設置届」という。第 5 号様式）の正本及び副本に標識設置場所位置図及び標識の写真を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、完了届及び標識設置届受理後、協定緑地及び標識の完了を確認するものとする。

## (協定事項の承継)

第 6 条 協定者は、所有権等の移転が生じる場合、所有権等の移転者に対し協定に定める

事項を重要事項説明書等に明示するものとする。

- 2 協定者は、協定を承継することについて、事前に市長と協議するものとする。
- 3 協定者及び承継者は、協定の地位承継について、緑地の保存等に関する協定に係る地位承継書（第6号様式）の正本及び副本に次に掲げる図書を添付し、市長に報告するものとする。
  - (1) 協定書の写し
  - (2) 売買契約書等の写し
  - (3) 承継する緑地の位置図
  - (4) 承継する緑地の平面図
  - (5) 承継する緑地の求積図
  - (6) 公図の写し
- 4 第2条第2項の規定は、前項の規定による報告に準用する。

（協定の変更）

第7条 締結した協定の内容を変更する必要がある場合、協定者は、市長と協議し、緑地の保存等に関する協定の変更申出書（以下「変更申出書」という。第7号様式）の正本及び副本に別表第4に掲げる図書を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申出に準用する。
- 3 市長は、変更申出書を受理したときは、緑地の基準に適合するかを判断し、協定者と緑地の保存等に関する変更協定を締結するものとする。
- 4 協定締結前に申出書の内容を変更する必要がある場合、申出者は、市長と協議し、緑地の保存等に関する協定の締結申出書の変更申出書（以下「締結前の変更申出書」という。第8号様式）の正本及び副本に別表第5に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。
- 5 市長は、締結前の変更申出書を受理したときは、緑地の基準に適合するかを判断し、適合すると認めたときは、申出者と変更協定を締結するものとする。
- 6 前二項の規定は、変更協定締結前に変更申出書の内容を変更する必要がある場合について準用する。この場合において、「協定」とあるのは「変更協定」と、「申出書」とあるのは「変更申出書」と、「申出者」とあるのは「協定者」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 7 協定者は、協定書の添付図書の内容に変更が生じた場合は、変更届（第9号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の「緑地の保存等に関する協定」手続き要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第2条第1項）

《 申出書添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			申請事務を代理人が行う場合
2	協定締結根拠等			事前協議回答書（墓地条例）など
3	位置図・案内図		方位・開発区域等	開発区域等を赤線で囲んでください。
4	現況図	1/200～1/1000	方位・開発区域等	地形図に示してください。
5	現況写真			自然緑地がある場合
6	土地利用計画図	1/200～1/1000	方位・開発区域 建築物、公園、道路、緑地の位置等	自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
7	協定緑地計画図	1/200～1/1000	協定緑地の位置 自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・目通り周・本数） 造成緑地：植栽位置及び樹種、緑化計画表（樹種・樹高・本数）	自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
8	協定緑地求積図及び求積表	1/200～1/1000 （数値が明瞭に読み取れるもの）	自然緑地及び造成緑地の範囲	原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
9	全体求積図	1/200～1/1000 （数値が明瞭に読み取れるもの）		原則として三斜求積図
10	公図の写し	1/200～1/1000	開発区域等・協定緑地所有者一覧	開発区域等は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
11	土地所有者の協定締結についての同意書（第3号様式）			協定を締結する部分において、申出者と土地所有者が異なる場合
12	造成計画平面図	1/200～1/1000		
13	造成計画断面図			緑地の勾配が確認できるもの
14	その他必要な書類			区画整理地区等で仮地番の場合は換地証明書等

（注意）正・副2部提出してください。

別表第2（第2条第4項）


《 協定書添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	位置図・案内図		方位・開発区域等	開発区域等を赤線で囲んでください。
2	土地利用計画図	1/200～1/1000	方位・開発区域 建築物、公園、道路、緑地の位置等	開発区域等を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
3	協定緑地計画図	1/200～1/1000	協定緑地の位置 自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・目通り周・本数） 造成緑地：植栽位置及び樹種、緑化計画表（樹種・樹高・本数）	開発区域等を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
4	協定緑地求積図及び求積表	1/200～1/1000 (数値が明瞭に読み取れるもの)	自然緑地及び造成緑地の範囲	原則として三斜求積図とし、開発区域等を赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
5	公図の写し	1/200～1/1000	開発区域等・協定緑地所有者一覧	開発区域等は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。

(注意) 協定書を表に図面と共に「袋とじ」し、表と裏に割り印をしてください。

別表第3（第4条）

《協定緑地 標識標準仕様》

設置場所	公道から見やすい場所とします。 事前に市と協議してください。
設置方法	支柱・基礎つきを基本とします。擁壁やフェンス等の構造物に取り付ける形でも可 とします。
盤面の材質	アルミ板2mm厚
盤面の サイズと 印刷方法	<p>[ 区域面積1,000㎡以上 ]</p> <p>盤面サイズ 600mm×900mm 以上</p> <p>油性顔料インクジェット印刷 電子線硬化樹脂コーティング (下地は白色とし、協定緑地を緑で着色表示)</p> <hr/> <p>[ 区域面積1,000㎡未満 ]</p> <p>盤面サイズ A3版 以上</p> <p>メタルフォト仕上げ (単色の場合、協定緑地を斜線等で表示)</p>
盤面の内容	<div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">緑地の保存等に関する協定</p>  <p style="text-align: center;">この区域(緑色又は斜線)は横浜市と 協定者名 が緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づいて「緑地の保存等に関する協定」を締結した緑地です。</p> <p style="text-align: center;">締結日 平成 年 月 日 緑地面積 m<sup>2</sup> 管理者</p> </div>
盤面の内容 注意点	看板の現在位置を表示してください。

別表第4（第7条第1項）

《 変更申出書添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			申請事務を代理人が行う場合
2	原協定写し			
3	位置図・案内図		方位・開発区域等	開発区域等を赤線で囲んでください。
4	協定緑地計画図（新・旧）	1/200～1/1000	自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・目通り周・本数） 造成緑地：植栽位置及び樹種、緑化計画表（樹種・樹高・本数） 必要に応じ、変更箇所を明示	自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
5	変更後の協定緑地求積図及び求積表	1/200～1/1000		原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
6	公図の写し	1/200～1/1000	開発区域等・協定緑地所有者一覧	開発区域等は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
7	土地所有者の協定締結についての同意書（第3号様式）			新たに協定を締結する部分において、申出者と土地所有者が異なる場合
8	変更後の土地利用計画図	1/200～1/1000	方位・開発区域 建築物、公園、道路、緑地の位置等	
9	変更後の造成計画平面図	1/200～1/1000		
10	変更後の造成計画断面図			緑地の勾配が確認できるもの
11	その他必要な書類			

（注意）正・副2部提出してください。

別表第5（第7条第4項）

《 締結前の変更申出書添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			申請事務を代理人が行う場合
2	原協定写し			
3	位置図・案内図		方位・開発区域等	開発区域等を赤線で囲んでください。
4	協定緑地計画図（新・旧）	1/200～1/1000	自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・目通り周・本数） 造成緑地：植栽位置及び樹種、緑化計画表（樹種・樹高・本数） 必要に応じ、変更箇所を明示	自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
5	変更後の協定緑地求積図及び求積表	1/200～1/1000		原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
6	公図の写し	1/200～1/1000	開発区域等・協定緑地所有者一覧	開発区域等は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
7	土地所有者の協定締結についての同意書（第3号様式）			新たに協定を締結する部分において、申出者と土地所有者が異なる場合
8	変更後の土地利用計画図	1/200～1/1000	方位・開発区域 建築物、公園、道路、緑地の位置等	
9	変更後の造成計画平面図	1/200～1/1000		
10	変更後の造成計画断面図			緑地の勾配が確認できるもの
11	その他必要な書類			

（注意）正・副2部提出してください。